

警察官の昇任制度に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

目次

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 選抜昇任制（第9条―第12条）
- 第3章 試験昇任制（第13条―第21条）
- 第4章 選考昇任制（第22条―第25条）
- 第5章 雑則（第26条・第27条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察法（昭和29年法律第162号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）並びに職員の任用に関する規則（京都府人事委員会規則4-12）及び警察官の任用の特例に関する規則（京都府人事委員会規則4-10）に基づき、警察官の巡査部長、警部補及び警部の階級への昇任のための昇任制度に関して必要な事項を定めるものとする。

（昇任制度の種別）

第2条 警察官の巡査部長、警部補及び警部の階級への昇任のための昇任制度の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 選抜昇任制 勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高く日常の勤務を通じてその能力が実証されている者を、上位の階級に登用する制度をいう。

(2) 試験昇任制 次に掲げるところにより、勤務成績が優良な者を、上位の階級に登用する制度をいう。

ア 一般試験 幅広い知識及び優れた実務能力を有する者を対象とした試験

イ 専門試験 高度な専門的実務能力を有する者を対象とした試験

(3) 選考昇任制 長年組織に貢献している勤務成績の優良な者を、その豊富な職務経験による知識及び技能を組織内で有効に活用するため、上位階級に登用する制度をいう。

（委員会の設置）

第3条 警察本部に、京都府警察昇任管理委員会（以下「昇任管理委員会」という。）を設置し、昇任管理委員会の下に各部（サイバー対策本部を含む。以下同じ。）の主管部昇任管理委員会（以下「主管部委員会」という。）及び単位昇任管理委員会（以下「単位委員会」という。）を置く。

（昇任管理委員会の組織、構成等）

第4条 昇任管理委員会の組織及び構成並びに任務は、次の表のとおりとする。

組 織 及 び 構 成	任 務
委員長 警察本部長 副委員長 警務部長 委員 各部長（警務部長を除く）	1 昇任制度を厳正、公平、適正かつ能率的に管理運用し、昇任試験の合格者又は選抜昇任候補者若しくは選考昇任候補者を決定すること。

く。) 、サイバー対策本部長、警察学校長及び警務部警務課長（以下「警務課長」という。）	2 その他昇任管理全般に関する審議等を行うこと。
---	--------------------------

- 2 昇任管理委員会の議事は、構成員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 昇任管理委員会の庶務は、警務部警務課において行うものとする。
(主管部委員会の組織、構成等)

第5条 主管部委員会の組織及び構成並びに任務は、次の表のとおりとする。

組 織 及 び 構 成	任 務
委員長 主管部長又はサイバー対策本部長 副委員長 主管部次長、サイバー対策本部副本部長、主管部参事官及び主管部庶務担当課長 委員 主管部理事官、部内各所属長（庶務担当課長を除く。）その他委員長の指名する警視以上の警察官	部内各所属から別に定める意見書が出された巡查部長選抜昇任制及び巡查部長選考昇任制並びに警部補選抜昇任制及び警部補選考昇任制の対象資格者について、主管部委員会として能力、実績等を審査し、その結果を昇任管理委員会に意見書として提出すること。

- 2 主管部委員会の運営は、主管部長又はサイバー対策本部長の定めるところによる。
- 3 主管部委員会の庶務は、主管部の庶務担当課において行うものとする。
(単位委員会の組織、構成等)

第6条 単位委員会の組織及び構成並びに任務は、次の表のとおりとする。

組 織 及 び 構 成	任 務
委員長 所属長 副委員長 次席、副所長、副隊長若しくは副校長又は副署長（委員長が指名したときは、その者） 委員 委員長の指名する警部補以上の警察官	所属職員のうち、巡查部長選抜昇任制及び巡查部長選考昇任制並びに警部補選抜昇任制及び警部補選考昇任制の対象資格者について、所属として能力、実績等を審査し、その結果を、警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の所属の単位委員会にあっては主管部委員会を経由して、警察署の単位委員会にあっては直接、昇任管理委員会に意見書として提出すること。

- 2 単位委員会の運営は、所属長の定めるところによる。
- 3 単位委員会の庶務は、警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の所属にあっては次席、副

所長、副隊長又は副校長が、警察署にあっては副署長が行うものとする。

(試験官等)

第7条 昇任試験の試験官並びに選抜昇任制及び選考昇任制の面接官は、警察職員の中から昇任管理委員会の副委員長が指名した者をもって充てるものとする。

2 前項の規定により指名された試験官及び面接官は、昇任管理委員会を補佐し、試験昇任、選抜昇任制及び選考昇任制（以下次条、第26条及び第27条において「試験等」と総称する。）の実施に関して必要な事項を処理するものとする。

(秘密の保持)

第8条 試験等の事務に従事する者は、試験等に関する秘密を保持するとともに、試験等が公平かつ適正に行われるように努めなければならない。

第2章 選抜昇任制

(選抜昇任制の示達)

第9条 昇任管理委員会委員長は、選抜昇任制による選抜昇任候補者の決定を行おうとするときは、選抜昇任制の種別その他の必要事項を示達するものとする。

(対象資格者名簿の提出)

第10条 所属長は、前条の規定による選抜昇任制の実施に係る示達を受けたときは、原則として対象資格者について選抜昇任対象資格者名簿（別記様式第1号）を作成し、昇任管理委員会委員長に提出（警務部警務課長経由。以下同じ。）しなければならない。

2 前項の規定は、昇任管理委員会委員長が別に示達したときは、これを適用しない。

(対象資格)

第11条 選抜昇任制の対象資格は、選抜昇任制の種別の区分に応じ、次の表に定めるとおりとする。

選抜昇任制の種別		巡査部長選抜昇任制	警部補選抜昇任制	警部選抜昇任制
対象資格	在級年数	巡査に4年以上在級	巡査部長に4年以上在級	警部補に4年以上在級（実施年度内に達する年齢が61歳以上の者を除く。）
	術科等	(1) 柔道又は剣道が1級以上であること。 (2) 逮捕術、拳銃操法及び救急法のいずれもが初級以上であること。 (3) 鑑識技能検定が初級以上であること。 (4) 勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高いこと。		
	健康	次のいずれにも該当しないこと。 (1) 休職又は療養を命じられている者 (2) 復職した日から6箇月を経過していない者 (3) 職員の健康管理に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第22号。以下「健		

	健康管理訓令」という。)の規定に基づき、現に当直勤務その他の夜間勤務をしていない者。
懲罰	懲戒処分を受けた者については、処分を受けた日から1年を経過していること。

2 在級年数の計算は、次に掲げるところによる。

(1) 次の期間は、在級年数に含むものとする。

ア 初任科生として警察学校において教養訓練を受けた期間

イ 京都府警察以外の警察官から引き続き京都府警察の警察官となった場合において、京都府警察以外の警察官であった期間

ウ 警察官（京都府警察以外の警察官を含む。）の前歴を有する者の当該前歴期間

(2) 次の期間は、在級年数に含まないものとする。

ア 停職又は休職を命じられた期間

イ 欠勤した期間

ウ 療養を命じられた期間並びに30日以上引き続いた病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。）及び介護休暇の期間から、いずれも30日を減じた期間

（選抜昇任候補者の決定に係る審査手続等）

第12条 昇任管理委員会は、第5条第1項の規定による主管部委員会の意見書、第6条第1項の規定による単位委員会の意見書及び選抜昇任制の対象候補者の実績、能力等に関する書面審査（課題論文審査、実務論文審査及び個別面接審査を含む。）により、選抜昇任候補者を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、昇任管理委員会が必要と認めるときは、書面審査（課題論文審査、実務論文審査及び個別面接審査を除く。）のみにより、選抜昇任候補者を決定することができる。

3 昇任管理委員会は、前2項の規定により選抜昇任候補者を決定したときは、選抜昇任候補者に対して決定証書（別記様式第2号）を交付するものとする。

4 昇任管理委員会副委員長は、第1項の決定があったときは、所属長に対し、その旨を通知するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、選抜昇任制の実施について必要な事項は、別に定める。

第3章 試験昇任制

（昇任試験の示達）

第13条 昇任管理委員会委員長は、第2条第2号ア又はイに規定する試験（以下「昇任試験」という。）を実施しようとするとき（第20条の規定により試験時間等を変更して実施しようとするときを含む。）は、当該昇任試験の実施期日の1箇月前までに昇任試験の種別、試験期日その他の必要事項を示達するものとする。

（受験者名簿の提出）

第14条 所属長は、前条の規定による昇任試験の実施に係る示達を受けたときは、その内容を所属職員に周知させるとともに、受験を希望する者について昇任試験受験者名簿（別記様式第3

号)を作成し、昇任管理委員会委員長に提出しなければならない。

(受験資格)

第15条 昇任試験は、受けようとする昇任試験の最初に行う試験の日の前日（昇任管理委員会が特に日を定めたときは、その日）において、昇任試験の種別の区分に応じ、次の表に定める受験資格を有する者でなければ、受験することができない。

昇任試験 の種別		一般試験			専門試験		
		巡査部長 昇任試験	警部補 昇任試験	警部 昇任試験	巡査部長 昇任試験	警部補 昇任試験	警部 昇任試験
受 験 資 格	在 級 年 数	巡査に4年（ 大学卒2年、 短大卒（専門 職大学前期課 程を修了した 場合を含む。 ）・高等専門 学校卒3年） 以上在級	巡査部長に4 年（大学卒2 年、短大卒（ 専門職大学前 期課程を修了 した場合を含 む。）・高等 専門学校卒3 年）以上在級	警部補に4 年以上在級 （実施年度 内に達する 年齢が61歳 以上の者を 除く。）	巡査に12年（ 大学卒8年、 短大卒（専門 職大学前期課 程を修了した 場合を含む。 ）・高等専門 学校卒10年） 以上在級	巡査部長に8 年以上在級	警部補に8 年以上在級 （実施年度 内に達する 年齢が61歳 以上の者を 除く。）
	術 科 等	(1) 柔道又は剣道が初段（女性は1級）以上であること。 (2) 逮捕術、拳銃操法及び救急法のいずれもが初級以上であること。 (3) 鑑識技能検定が初級以上であること。 (4) 情報処理能力検定が初級以上であること（巡査部長昇任試験に限る。）。					
	健 康	次のいずれにも該当しないこと。 (1) 休職又は療養を命じられている者 (2) 復職した日から6箇月を経過していない者 (3) 職員の健康管理に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第22号。以下「健康管理訓令」という。）の規定に基づき、現に当直勤務その他の夜間勤務をしていない者					
	懲 罰	懲戒処分を受けた者については、処分を受けた日から1年を経過していること。					

2 在級年数の計算については、第11条第2項の規定によるものとする。

(試験区分)

第16条 昇任試験は、一次試験、二次試験及び三次試験に分けて行うものとする。

(一次試験)

第17条 一次試験は、法学及び警察実務について択一式の方法により行うものとする。

2 一次試験の試験時間は、2時間とする。

3 一次試験の成績は、第1項の方法により行うものに、別に定める加点評価を合わせて算定することができるものとする。

(二次試験)

第18条 二次試験は、一次試験に合格した者を対象として行うものとする。

2 二次試験は、論述筆答式の方法により行うものとし、試験科目及び試験時間は、次の表の中欄に掲げる試験科目の種別の区分に従い、それぞれ同表の右欄に定める試験時間のとおりとす

種別	試験科目		試験時間		
			巡査部長昇任試験	警部補昇任試験	警部昇任試験
一般試験	論文		70分	70分	70分
	法学	憲法・行政法	50	50	50
		刑法・刑訴法	50	50	50
	警察実務	総務	25	25	25
		生活安全	25	25	25
		地域	25	25	25
		刑事	25	25	25
		交通	25	25	25
		警備	25	25	25
		サイバー対策	25	25	25
専門試験	論文		70	70	70
	法学	憲法・行政法	50	50	50
		刑法・刑訴法	50	50	50
	警察実務	総務・警務 サイバー対策	70	70	70
		生活安全、地域、刑事、交通及び 警備のうち1科目	45	45	45

(三次試験)

第19条 三次試験は、二次試験に合格した者を対象として行うものとする。

2 三次試験は、受験者の幹部としての素質、潜在能力等を評価するものとする。この場合にお

いて、術科試験については、これらの習熟状況、指揮能力等を試験するものとする。

3 三次試験は、次の表の左欄に掲げる種別等の区分に従い、それぞれ同表の中欄に定める昇任管理委員会の面接者等が、同表の右欄に定める科目について行うものとし、具体的要領は別に定めるところによる。

種 別 等	昇任管理委員会の面接者等	科 目
巡査部長昇任試験三次試験	昇任管理委員会副委員長 昇任管理委員会委員試験官	1 個別面接 2 術科 (1) 点検、礼式、けん銃操法及び教練 (2) 逮捕術又は柔道若しくは剣道 3 その他昇任管理委員会が必要と認める科目
警部補昇任試験三次試験		
警部昇任試験三次試験		

(試験時間等の変更)

第20条 昇任管理委員会は、必要があると認めるときは、第17条第2項及び第18条第2項に規定する試験時間並びに同項及び前条第3項に規定する科目を変更して昇任試験を行うことができる。

(合格者の決定)

第21条 昇任管理委員会は、一次試験、二次試験及び三次試験の成績を総合し、かつ、平素の勤務成績等を考慮して昇任試験の合格者を決定するものとする。

2 第12条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による昇任試験の合格者の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「決定証書(別記様式第2号)」とあるのは、「合格証書(別記様式第4号)」と読み替えるものとする。

3 昇任管理委員会の副委員長は、第1項の決定があったときは、各所属長に対し、その旨を通知するものとする。

第4章 選考昇任制

(選考昇任制の示達)

第22条 昇任管理委員会委員長は、選考昇任制による選考昇任候補者の決定を行おうとするときは、選考昇任制の種別その他の必要事項を示達するものとする。

(対象資格者名簿の提出)

第23条 第10条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による選考昇任制の実施に係る示達を受けたときの所属長の措置について準用する。この場合において、同条第1項中「選抜昇任制」とあるのは「選考昇任制」と、「選抜昇任対象資格者名簿(別記様式第1号)」とあるのは「選考昇任対象資格者名簿(別記様式第5号)」と読み替えるものとする。

(対象資格)

第24条 選考昇任制の対象資格は、選考昇任制の種別の区分に応じ、次の表に定めるところとする。

選考昇任	巡査部長選考昇任制	警部補選考昇任制	警部選考昇任制
------	-----------	----------	---------

制の種別			
対 象 資 格	在 級 年 数	巡査に14年以上在級し、かつ、年齢36歳以上	巡査部長に10年以上在級し、かつ、年齢50歳以上 警部補に10年以上在級し、かつ、年齢55歳以上（実施年度内に達する年齢が61歳以上の者を除く。）
	術 科 等	(1) 柔道又は剣道が1級以上であること。 (2) 逮捕術、拳銃操法及び救急法のいずれもが初級以上であること。 (3) 鑑識技能検定が初級以上であること。 (4) 勤務成績が優良であること。	
	健 康	次のいずれにも該当しないこと。 (1) 休職又は療養を命じられている者 (2) 復職した日から6箇月を経過していない者	
	懲 罰	懲戒処分を受けた者については、処分を受けた日から1年を経過していること。	

2 在級年数の計算については、第11条第2項の規定によるものとする。

（選考昇任候補者の決定に係る審査手続）

第25条 昇任管理委員会は、第5条第1項の規定による主管部委員会の意見書、第6条第1項の規定による単位委員会の意見書、選考昇任制の対象候補者の実績、能力等に関する書面審査（課題論文審査及び個別面接審査を含む。）を行い、選考昇任候補者を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、昇任管理委員会が必要と認めるときは、書面審査（課題論文審査及び個別面接審査を除く。）のみにより、選考昇任制による選考昇任候補者を決定することができる。

3 第12条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第3項中「決定証書（別記様式第2号）」とあるのは、「決定証書（別記様式第6号）」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、選考昇任制の実施について必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

（合格及び決定の取消し）

第26条 昇任管理委員会は、試験等に合格し、又は決定した者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該合格又は決定を取り消すものとする。

(1) 試験等の受験又は審査について、不正な行為が判明したとき。

(2) 監督者としてふさわしくない非行により懲戒処分を受けるなど、昇任させることが適当でないと認められるとき。

2 昇任管理委員会は、前項の規定により合格又は決定を取り消したときは、試験等に合格し、又は決定した者に対し、所属長を通じて合格（決定）取消通知書（別記様式第7号）を交付す

るものとする。

(出向者の受験及び審査)

第27条 昇任管理委員会は、京都府警察の警察官であった者で人事交流により警察庁、各管区警察局、他の都道府県警察、国、地方公共団体及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に規定する法人の職員となった者について、その者が属する機関から試験等の受験又は審査を依頼されたときは、この訓令の定めるところにより受験させ、又は審査することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年11月15日から施行する。

(様式省略)